

夏合宿 第2問 (大阪高判昭和62年7月17日)

X(満18歳)は、サッカー試合の偽造チケットを入手したので、それを売って現金を得ようと計画した。

平成21年9月1日、Xは、中学校の後輩であるY(満14歳)を脅し、従わなければ暴力団組員に頼んでひどい目に遭わせると申し向け、チケットを1枚1万円で売却するよう命じた。Yは、身の危険を感じて仕方なくこれに従い、Aに対し真正のチケットであるかのように装ってこれを見せたところ、Aが買おうとしないので業を煮やし、Aの所持していたカバンをひったくり中に入っていた財布(現金5万円在中)を窃取した。財布を盗られたAはあわててYを追いかけて、これを逮捕した。

たまたま通りかかったYのいとこであるZ(満16歳)は、Yに助けを求められ、これを助けるために、Aに跳び蹴りを加え、Aを転倒させ右上腕骨折等加療2か月の傷害を負わせた。

X、Y、Zの罪責を述べよ。(なお、特別法については検討しなくてよい。)